

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 4 号および第 5 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成 26 年 8 月 4 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）ホームプラザナフコ日野店 蒲生郡日野町大字松尾字三斗 887 外 8 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名
株式会社ナフコ 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号 代表取締役 深町 勝義
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,375 平方メートル
 - イ 駐車場の位置および収容台数 57 台
 - ウ 駐輪場の位置 店舗南東側
 - エ 荷さばき施設の位置 店舗東側
 - オ 廃棄物保管施設の位置 店舗東側
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,880 平方メートル
 - イ 駐車場の位置および収容台数 75 台
 - ウ 駐輪場の位置 店舗南西側
 - エ 荷さばき施設の位置 店舗西側
 - オ 廃棄物保管施設の位置 店舗西側
- 4 変更年月日 平成 27 年 3 月 24 日
- 5 変更の理由 建物計画の見直しおよび配置変更のため。
- 6 届出年月日 平成 26 年 7 月 23 日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1-1
日野町商工観光課 蒲生郡日野町河原一丁目 1
 - (2) 縦覧期間 平成 26 年 8 月 4 日から平成 26 年 12 月 4 日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成 26 年 12 月 4 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1